

北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱

第1 目的

この要綱は、「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱」（平成 16 年 12 月 14 日施行、以下「リサイクル製品認定要綱」という。）第3の規定により認定された北海道認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）のうち、道内で開発された技術を用いて製造された製品などを北海道らしい優れた製品として道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用のための技術開発を促進し、併せて、認定製品の知名度の向上を図り、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において「循環資源」及び「リサイクル製品」とは、リサイクル製品認定要綱第2に定めるものをいう。

第3 認定

- 1 知事は、認定製品のうち、道内で開発された技術を用い、かつ、次に掲げる項目について総合的に評価して、相対的に北海道らしい優れていると認める製品を「北海道リサイクルブランド」（以下「ブランド」という。）として認定することができる。
 - (1) 優れた特性をもつこと。
 - (2) 市場性が見込まれること。
 - (3) 信頼性が高いこと。
 - (4) 道内の廃棄物問題等の課題解決に寄与するものであること。
 - (5) 発展性、将来性が見込まれること。
- 2 知事は、認定製品のうち、道内で開発された技術を用いていないものであっても、前項の項目を総合的に評価して、北海道らしい優れていると認める製品で、道外における需要が高いと見込まれるものをブランドとして認定することができる。

第4 募集及び申請

- 1 第3の認定に係る募集は、毎年度、別に期間を定めて行う。
- 2 第3の認定を受けようとする事業者は、1の募集期間内に、認定申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。
- 3 申請に要する費用は申請者の負担とする。

第5 北海道リサイクル製品認定懇談会及び認定の決定

- 1 第3の認定は、北海道リサイクル製品認定懇談会（以下「懇談会」という。）の意見を聴いた上で行う。
- 2 懇談会は、リサイクル製品認定要綱第5の規定を準用する。

第6 認定証の交付及び認定の有効期間

- 1 知事は、第3の認定をしたときは、認定証（様式第2号）を申請者に交付するとともに、この旨を公表する。
- 2 認定の有効期間は、認定した日からリサイクル製品認定要綱第6に定める認定の有効期間が終了する日までとする。
- 3 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、2の有効期間満了後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前の募集期間中に、認定更新申請書（様式第3号）により知事に認定の更新を申請しなければならない。この場合、当該認定に係る決定までの期間中は、有効期間にかかわらずブランドとみなすものとする。
- 4 第3及び第5の規定は、3の更新について準用する。

第7 認定の取消し及び取下げ

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すものとする。
 - (1) 認定した製品がリサイクル製品認定要綱に基づく認定を取り消されたとき又は認定取下届出書の提出があったとき。
 - (2) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 1の取消により認定事業者に損失が生じたときは、当該認定事業者がその責めを負う。
- 3 知事は、1の規定による認定の取消しがあったときは、速やかにこの旨を公表する。

第8 ブランドに係る表示

- 1 認定事業者は、ブランドとして認定された製品に別に定めるブランド認定マーク及びブランドの表示を付すことができる。
- 2 何人も、ブランド以外の製品について、1の表示又はブランドと誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

第9 認定事業者の責務

認定事業者は、製品に係る情報を積極的に公開し、利用者からのブランドに係る信頼性の確保及び向上に努めるものとする。

第10 ブランドの調達の推進等

- 1 道は、道自らが行う工事又は物品の調達において、品質、規格、価格等を考慮の上、ブランドを優先的に使用するよう努めるものとする。
- 2 道は、毎年度、道におけるブランドの調達状況を公表するものとする。

第11 ブランドの利用の促進

- 1 道は、道内外におけるブランドの利用が促進されるように、ブランドに関する適切な情報提供及び普及啓発に努めるものとする。
- 2 道は、市町村に対し、ブランドの利用を促進するための情報提供を行うとともに、

認定された製品の優先的な利用に特に配慮するよう依頼するものとする。

第 12 庶務

この要綱に関する事務は、環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課において処理する。

第 13 要綱の見直し

この要綱は、社会経済情勢の変化、道内におけるリサイクル製品の製造及び販売状況並びに利用実績を踏まえ、適宜見直すものとする。

第 14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 18 日から施行する。

北海道リサイクルブランド認定申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印※

電話番号

北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱第4の2の規定により、次のとおりリサイクルブランドの認定を申請します。

記

1 製品の名称 _____

番 号 _____（北海道リサイクル製品認定制度による認定番号）

2 添付書類

- （1）別紙 製品の自己評価書
- （2）技術・製品の説明書、パンフレットなど
- （3）その他参考資料

※ 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

製品の自己評価書

1 道内で開発された技術の概要

| | | |
|-------|-----------------------------|--|
| 開発の場所 | | |
| 開発者 | 名称 | |
| | 住所 | |
| 技術の概要 | ※ 特許等を取得している場合、その公開番号など () | |

2 製品に係る自己評価

| 評価項目 | 製品の自己評価 |
|-----------------------------------|---------|
| ① 特性 | |
| ② 市場性 | |
| ③ 信頼性 | |
| ④ 道内の廃棄物 問題等の課題 解決への寄与 | |
| ⑤ 発展性 将来性 | |
| ⑥ その他 特記事項 (北海道らしさ の記述等) | |

※ 一般製品やその他のリサイクル製品と比較して評価を行うこと。

第三者による試験結果や参考にした文献のコピーなど、評価を行うにあたり使用した資料を添付すること。

認定番号 第 号

北海道リサイクルブランド 認 定 証

申請者

住 所（所在地）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱第3の規定に基づき、認定を受けた製品であることを証します。

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

| | |
|-----------|--|
| 製 品 名 | |
| 製造事業所の名称 | |
| 製造事業所の所在地 | |
| 認定の有効期間 | |
| 備 考 | |

北海道リサイクルブランド認定更新申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印※

電話番号

北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱第6の3の規定により、次のとおりリサイクルブランドの認定の更新を申請します。

記

1 製品の名称 _____

製品認定番号 _____（北海道リサイクル製品認定制度による認定番号）

ブランド認定番号 _____（北海道リサイクルブランドの認定番号）

2 添付書類

- （1）別紙 製品の自己評価書
- （2）技術・製品の説明書、パンフレットなど
- （3）その他参考資料

※ 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

※※ 添付書類のうち(2)及び(3)については、変更がある場合のみ必要